

おしらせHOTコーナー 案内



おしらせ

ほっとコーナー

Happy-gochan®

●市役所の電話
996-2111

●FAX
995-7367

八潮市議会定例会の傍聴

平成26年第2回八潮市議会定例会を6月2日(月)から19日(木)まで開会しています。

一般質問日 6月16日(月)～18日(水)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)
協議事調査課 ☎277

会議の開催

●第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴
回6月24日(火) 午後1時30分～2時30分
場保健センター
内平成25年度がん検診の報告について

定5人(当日先着順)
保健センター ☎995・3381

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴
回6月26日(木) 午前10時～正午
場教育委員会会議室(市役所別館)
内平成25年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴
回7月2日(水) 午後1時15分～2時30分

八潮市議会定例会の傍聴

平成26年第2回八潮市議会定例会を6月2日(月)から19日(木)まで開会しています。

一般質問日 6月16日(月)～18日(水)
※一般質問とは、議員が市の仕事全般について、執行機関から現在の状況やこれからの考えを聞くこと

定各日42人(当日先着順)
協議事調査課 ☎277

会議の開催

●第1回八潮市検診等に関する専門部会の傍聴
回6月24日(火) 午後1時30分～2時30分
場保健センター
内平成25年度がん検診の報告について

定5人(当日先着順)
保健センター ☎995・3381

●第1回八潮市社会教育審議会の傍聴
回6月26日(木) 午前10時～正午
場教育委員会会議室(市役所別館)
内平成25年度社会教育事業報告など
定10人(当日先着順)

●第1回八潮市健康と福祉のまちづくり推進協議会の傍聴
回7月2日(水) 午後1時15分～2時30分

八潮市農業委員会一般選挙

任期満了に伴う八潮市農業委員会委員一般選挙が行われます。
回告示 8月2日(土) 投票 8月9日(土)

対投票できる方 平成6年4月1日以前に生まれた方で、農業委員会委員選挙人名簿に登録され、引き続き住所を有している方(平成26年1月1日現在で、農業委員会委員選挙人名簿登録申請書を農業委員会に提出し、承認された方) 立候補できる方 農業委員会委員選挙人名簿に登録される要件を満たし、平成6年

8月10日までに生まれた方
立候補予定者説明会
回7月15日(火) 午後2時～
場市役所第2会議室
立候補届出日
回8月2日(土) 午前8時30分～午後5時
場選挙管理委員会 ☎264

老人福祉センター寿楽荘・すえひろ荘およびコミュニティセンターの臨時休館
施設内の害虫消毒を行うため、休館します。
回7月5日(土)
場寿楽荘 ☎995・2847、すえひろ荘・コミュニティセンター ☎936・9181

家屋調査
家屋を新築または増改築した場合、固定資産税・都市計画税が課税されます。その税額を算出するため、市の職員による「家屋調査」を実施しています。
調査にあたっては、家屋の内部(間取り・設備)などを拝見します。また、調査を行っている家屋、取り壊しをした家屋がありましたらご連絡ください。
場資産課 ☎302

平成26年経済センサス基礎調査 商業統計調査
「平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査」が全国一斉に行われます。

交通安全被害者の家族への援護金
県内在住の交通遺児等を対象に、援護一時金を給付しています。
対平成25年4月1日以降、交通遺児等(18歳以下の方)で、その保護者の一方または双方が交通事故により、死亡または重い障がいを負った方

防災行政無線 テレホンサービス

0120-840-225

防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます(定時放送を除く)。通話料は無料です。

埼玉県内市町村職員採用合同説明会

市町村ごとに設置するブースで、市町村の特色や職員の募集状況などについて、人事担当者から話を聞くことができます(八潮市もブースを設置予定)。
詳しくは、ホームページ (<http://h.tozukuri.or.jp/navi/event/>) をご覧ください。
回7月10日(木) 午後1時～6時(入場は午後5時まで)
場さいたまスーパーアリーナ(JR京浜東北線・宇都宮線・高崎線)さいたま新都心駅下車徒歩すぐ
費用無料
※事前予約不要
問彩の国さいたま人づくり広域連合 ☎048・664・6681

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間
子どもをめぐるとさまざまな人権問題への取り組みとして、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間を設定し、電話相談の受付時間を延長するなどとして、一人でも多くの子どもたちから相談を受け付けます。
回6月23日(月)～29日(日) 午前8時30分～午後7時(土・日曜日は午前10時～午後5時)
P電話からは接続できません
相談担当者 法務局職員、埼玉県人権擁護委員連合会子ども人権委員会(秘密は厳守します)
問さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048・859・3507

交際費
回6月11日、7月9日(各水曜日) 午前9時30分～11時30分
回6月22日、7月27日(各日曜日) 午後1時30分～3時30分
場よしお生涯学習館 ☎994・1000

後期高齢者医療保険料改定

埼玉県後期高齢者医療保険料は、今後見込まれる費用と収入の状況などに基づき、2年ごとに保険料が見直されています。今回この見直しが行われ、平成26年度と平成27年度の保険料が次のとおり改定されました。
問国保年金課 ☎835

	変更前 (平成24・25年度)	変更後 (平成26・27年度)
均等割額	41,860円	42,440円
所得割率	8.25%	8.29%
限度額	55万円	57万円

保険料は大切な財源です
後期高齢者医療保険は、約5割が公費(国・県・市)、約4割が現役世代からの支援金でまかなわれています。残りの約1割は、被保険者の皆さんが納める保険料であり、大切な財源です。

保険料の計算方法

$$(所得割率)(均等割額) \\ (前年の総所得金額 - 基礎控除33万円) \times 8.29\% + 42,440円 = \text{年間保険料}$$

均等割額の軽減措置

一定所得以下の方に対する保険料(均等割額)の軽減措置があります。

軽減割合	軽減対象世帯となる所得基準	軽減後の均等割額
9割	33万円以下で、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(他の各種所得なし)	4,240円
8.5割	33万円以下	6,360円
5割	33万円+24万5千円×被保険者数以下	21,220円
2割	33万円+45万円×被保険者数以下	33,950円

※被用者保険の被扶養者であった方の軽減および所得割額の軽減は、従来どおりです。詳しくは、国保年金課(☎835)または埼玉県後期高齢者医療広域連合(☎048-833-3120)へお問い合わせください。